

共産党要望項目一覧

平成27年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
1. 戦争・平和	
(1) 「安倍談話」・歴史認識	
<p>戦後の世界秩序は、「日独伊による戦争は侵略戦争だった」という判定の上に成り立っており、戦後70年の節目となる今年、それにふさわしい対応が、日本の政治に携わる者には求められている。しかし、発表された「安倍談話」は、「侵略」「植民地支配」「反省」「お詫び」という言葉は散りばめられてはいるが、「村山談話」が表明した、「日本が国策を誤り」「植民地支配と侵略を行った」、という歴史認識が安倍総理自身の言葉として語られていない。それどころか、韓国への植民地化をすすめた日露戦争を「植民地支配下にあったアジアやアフリカの人々を勇気づけた」と、誤った歴史認識を述べていることは、重大な問題である。「安倍談話」の撤回を求めること。</p>	<p>21世紀構想懇談会での議論も踏まえ、安倍首相が判断され、閣議決定の上で総理大臣談話を政府公式見解として発表されたものであり、また、外交に関することは国の専権事項に属することから、国政の場において、慎重かつ十分な議論をしていただきたいと考えている。</p>
(2) 「安保関連法案」	
<p>①「安保関連法案」は、圧倒的な憲法学者から違憲であるとされ、国民の反対世論も高まるばかりである。加えて、参議院での審議では、法案が成立していないにもかかわらず、統合幕僚監部が、法案通過を前提に、日米防衛協力の指針「新ガイドライン」と「安保関連法案」をセットにした具体的対応を検討していたことが明らかとなり、安部政権の対米従属性、「国会軽視」や「自衛隊の暴走」が大問題となり、審議が中断する事態となった。更にこの問題で、中谷防衛大臣が、「国会の審議中に法案の内容を先取りすることは控えるべき」と答弁しながら、文書作成を支持したのが中谷大臣自身であったことも報告され、法案提出者としての責任も問われる事態となっている。違憲であり、国民無視の「安保関連法案」の撤回・廃案を求めること。</p>	<p>安保関連法案については、国民的理解を大切にしながら、国政の場において、慎重かつ十分な議論をしていただきたいと考えている。</p>
<p>②「武力攻撃事態法」に「集団的自衛権行使」につながる「存立危機事態」への対応が盛り込まれようとしていることに関し、6月議会で、「鳥取空港等での外国軍隊の</p>	<p>今回の安保関連法案における「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」の改正は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用調整の対象に、これまでの米軍の行動に加えて「米軍以外の外国軍隊の行動」を追加しようとするもの。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>使用もあり得る」との県の答弁であった。しかし、鳥取空港は1984年6月に、鳥取県・鳥取市・湖山自治会で、「鳥取空港は民間航空としての県営空港であるので、軍事目的には供さないものとする」と協定書に書かれている。毅然と、「鳥取空港の外国軍隊の使用は認めない」と表明すること。</p>	<p>現在の規定でも、全国すべての港湾施設、飛行場等を対象としており、仮に我が国に対する外部からの武力攻撃があった場合、同法に基づき、国内各地の港湾施設、飛行場等の優先利用について要請される場合はある。</p> <p>安保法案を含め防衛は国の専権事項であり、国民の多様な意見を反映し、国会において十分な議論がなされるようしっかりと注視していきたい。</p>
<p>③米軍機飛行訓練問題</p> <p>米軍機ヘリが、沖縄県うるま市伊計島沖で墜落事故を起し、米軍と自衛隊が負傷したが、一歩間違えば住民も巻き添えとなる可能性もあった。また、米軍の特殊部隊の対テロ訓練に、「研修」名目で特殊作戦を行う陸上自衛隊の中央即応集団が訓練に参加していたことは、「安保法制」の先取りで、日米間で憲法違反の戦争訓練が行われていた可能性があり、二重の意味で、米軍訓練の危険性を示すものとなった。県内での米軍機の低空飛行訓練は、相変わらず繰り返され、今年は夜間にも目撃されている。米軍機の飛行訓練の中止を改めて求めること。</p>	<p>県では、米軍機低空飛行の目撃情報の都度、市町村から県及び中国四国防衛局美保防衛事務所に報告し、さらに、県から外務省（北米局日米安全保障条約課 日米地位協定室）に対し、低空飛行の中止等、適切な措置の要請を行っている。</p> <p>今後も引き続き、市町村と協力した監視体制を継続し、目撃情報の都度、迅速に適切な措置を求めていく。</p>
<p>④被爆70年・核兵器廃絶</p> <p>今年是被爆70年の年でもある。5月に開催されたNPT再検討会議では、核保有国によって、「核兵器禁止条約の枠組づくり」が合意事項に盛り込まれなかった。しかし、条約づくりに賛同する国が100を超えて広がった。全自治体「非核自治体宣言」の県として、核兵器禁止条約締結を求める署名にサインすること。</p>	<p>核兵器不拡散条約（NPT）締約国（191か国・地域）において、定期的に運用会議が開催され、「核兵器のない世界」の達成に向けた合意文書の採択などが行われている状況にある中、県として新たな条約の締結を求めることは考えていない。</p> <p>なお、条約の締結など外交については国の専権事項であり、引き続き、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めていただきたい。</p>
<p>2. 「地方創生」・地方再生</p>	
<p>(1) 「大いなる自然の恵みに生きる」</p>	
<p>①「観光・交流」は、鳥取県民への直接支援ではなく、外国人観光客等のよびこみを中心であり、限られた予算であり、県民生活への直接支援の予算を奪うことがないように対応すること。</p>	<p>観光・交流の取組については、県内の産業の活性化や、県民と交流諸国との絆を育む重要な県政課題であり、引き続き限られた予算を意識しつつ、最大限の効果が上がるよう取り組んでいきたい。</p>
<p>②「農林水産業」は、農業産出額向上を掲げているが、TPP妥結による自由貿易拡大の下では、競争にうち勝って農家所得を上げることは困難であり、TPP反対の立場を明確に示すこと。新規就業者増加や付加価値の高</p>	<p>政府は「重要5品目は守る」との姿勢で交渉に臨んでいるところであり、県としてはその状況を注視し、必要な農林水産業対策を国に求めていく。</p> <p>適切な米の需給調整による米価の安定化は国の責務であり、県独自の支援制度の創設は考えていない。なお、国が、農業経営全体に着目した収入保険制度の検討を進めているところであり、その検討</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>い農林水産物の育成による所得増加が軸となっているが、県内農業を支える圧倒的な兼業農家にとっては取り組みが困難であり、兼業・家族経営の農家が農業を続けられるよう、県独自の米価対策、農産物の価格・所得対策を打ち出すこと。</p>	<p>内容を注視していきたい。</p>
<p>(2)「ぬくもりの絆に生きる」</p>	
<p>①「出会い」：結婚できない最大の原因は、不安定労働・低賃金・超過密労働にあり、若者の安定雇用と所得増加、住宅支援の充実を盛り込むこと。</p>	<p>総合戦略の基本目標の一つに「正規雇用創出数1万人(平成27～30年度)」を盛り込み、「ゆったり刻む時を生きる」の項において、鳥取県産業の特徴を活かした正規雇用の場の拡大、非正規から正規雇用への転換による雇用の質の改善に取り組むことを明記している。</p> <p>低所得の若者を支援する住宅施策としては、県営住宅の優先入居制度や家賃減免制度のほか、相談員の配置及び事業に協力する不動産店等の登録による民間賃貸住宅への入居支援(鳥取県あんしん賃貸支援事業)を実施している。</p> <p>また、今年度からは低所得の若者も上記鳥取県あんしん賃貸支援事業の対象となることをより明確にし、パンフレット等により周知を行っているところである。</p> <p>今後も県営住宅の運用と併せて、低廉な家賃の民間賃貸住宅への入居支援などの取組を市町村と連携して行っていく。</p>
<p>②「子育て」支援：子どもの発達成長の権利保障のための条件整備を軸に組み立て、正規保育士の増員と処遇改善、30人以下学級の実現を盛り込むこと。子どもの貧困が重大問題となっており、お金のあななしで子育てが左右されない、切れ目のない財政的支援(子どもの医療費無料化、保育料無料化、学校給食無料化、高校通学費支援、給付制奨学金制度)を盛り込むこと。</p>	<p>正規保育士の増員と処遇改善については、「3 ゆったり刻む時を生きる」の「(2)働く場」に「非正規から正規雇用への転換による雇用の質の改善」を、子育てに関する切れ目のない財政的支援については、「2 ぬくもりの絆に生きる」の「(1)出会い・子育て」に市町村と連携して保育料をはじめ、教育費・医療費その他の子育て世帯の経済的負担の軽減を進める旨を、それぞれ盛り込むこととしている。</p> <p>30人学級の実現については、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施しているところである。拡充した少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えておらず、総合戦略に盛り込むことは考えていない。</p> <p>学校給食無料化については、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者、学校給食費(食材費)については保護者が負担することとされており、県としては無償化は困難と考えている。なお、市町村によっては、独自に給食費の助成を行っているところもある。</p> <p>高校通学費支援について、県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設けて高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費に対する支援までは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>③「人財とっとり」：「先進的」な教育手法の導入よりも、30人以下学級や教職員の増員等、多忙化している教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合える環境整備を優先すること。</p>	<p>国に対して、本年度も7月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数学級推進について要望した。</p> <p>また、教職員の多忙感を解消し、子どもとじっくり向き合う時間を確保するため、平成25年度から「教職員いきいき！プロジェクト」を立ち上げて対策・検討を実施している。平成27年度は県立学校で「学校カイゼン推進校」を指定し、校内の業務改善に向けた取組を実践しているところであり、今後、指定校における実践を参考として他校でも取組を進めていく。</p> <p>さらに、市町村立学校が実施した取組内容とその成果については、各市町村教育委員会に情報提供するとともに、取組の実践についても依頼しているところであり、今後も引き続き取り組んでいく。</p>
<p>④「支え愛」は、その前提として、社会保障の充実が必要である。負担が増えている国保料や介護保険料・利用料等の医療・介護等の負担軽減措置、介護支援サービス事業や施設の充実などを盛り込むこと。</p>	<p>国保料や介護保険料の設定及び介護支援サービス事業や施設の充実については、国の制度に基づき各保険者(市町村)が国保の医療費需要(見込み)、介護サービス利用者の動向やサービス供給量・内容(見込み)、保険料の上昇を総合的に判断して決定しているところであり、県の地方創生総合戦略に盛り込むことは考えていない。</p>
<p>(3)「ゆったり刻む時を生きる」</p>	
<p>①「働く場」：雇用減や非正規雇用拡大の原因分析をすること。そして、非正規雇用を広げる労働者派遣法改悪に反対すること。また違法行為を繰り返す企業への県企業補助金返還のルールを確立すること。企業誘致よりも、地元中小企業の固定費支援などの事業継続できる制度を創設すること。</p>	<p>雇用については、現在、正規雇用1万人チャレンジ計画の策定に向けて「鳥取県正規・非正規雇用実態調査」を県内事業所約2千社を対象に実施することとしており、個別の企業へのヒアリングや民間団体との意見交換等も加味して必要な分析を行う予定である。</p> <p>労働者派遣法改正法案については、現在参議院において審議が行われているところであるが、非正規雇用の拡大につながることはないよう、国の今後の対応を注視していく。</p> <p>企業立地事業補助金については、鳥取県企業立地等事業助成条例において、企業立地事業の認定後に事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反があったと認める場合には、事業認定を取り消すことができる旨を定めている。ただしその判断は個別案件ごとの状況を総合的に勘案する必要がある、画一的なルールの適用は困難と考えている。</p> <p>中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発など積極的な奨励を目的としており、中小企業の固定費等を無条件に助成することは考えていない。</p>
<p>②「まちづくり」：無駄遣いにつながる竹内南貨客船ターミナル整備の中止、米子駅の南北一体化やコナン空港は経費のあり方を再検討すること。</p>	<p>【竹内南貨客船ターミナル】 地元自治体や経済界等の要望を踏まえて、国及び境港管理組合で整備を行うこととしたものであり、急増するクルーズ船、国際定期貨客船、国際・国内RORO船、防災拠点等に対応した多機能のターミナルとして整備する施設である。 今後、このターミナルを整備することにより、圏域の産業競争力の強化、国内・国際物流の連携やクルーズの拠点として機能することが期待される。</p> <p>【米子駅南北一体化事業】 米子市が中心市街地の活性化も念頭に置きながら、事業主体として取り組むものである。 県としても、県西部地域等の発展に寄与する重要な事業と考えており、米子市・JR米子支社、県の三者で協議しながら検討しているところである。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>【鳥取砂丘コナン空港】 愛称化後の利用者数が12%程度増加しており一定の効果があると考えられる。この愛称化を機に議会や地元関係者の意見を踏まえた空の駅化により、さらに国内外からの認知度を高めるとともに、空港利用の促進と地域の賑わいづくりの拠点とするための取り組みを進める。 ※3～7月利用者数 前年比12%増 (H26:135,655人→H27:151,897人)</p>
<p>(4) 鳥取市の中核市移行問題 地方創生関連の地方自治法改正で中核市要件が緩和され、鳥取市が中核市に移行しようとしているが、中核市移行の条件である県保健所の鳥取市への移管は、サービス提供のための体制と財源が危惧される。保健所移管を中止すること。一連の移行作業の経過状況を、鳥取市と周辺4町の住民に説明すること。</p>	<p>保健所設置市となる中核市に移行を目指しているのは鳥取市であり、県としても、地方分権の流れに沿った鳥取市の意向に反するようなことをすることは考えていない。 なお、鳥取市への保健所業務の移譲にあわせ、県東部4町の保健所業務を鳥取市に委託等に係る検討状況は、県及び鳥取市ホームページや広報紙等で広報・周知してきているところであるが、今後とも、鳥取市や4町と連携し、広報時期・内容・媒体等調整しながら、効果的な広報に努めたい。</p>
<p>(5) 「総合戦略」の鳥取県の地方創生実現に向けて(3. 行政の垣根を超えたパートナーシップの強化)について 民間団体との連携は理解するか、県業務を民間に丸投げして県の責任を放棄する、PPP・PFIの導入はやめること。</p>	<p>PPP・PFIは官民連携により、民間資金や経営能力等の活用を通じた民間活力の向上と効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指そうとするものである。全国にも様々な成功例が紹介されており、県の業務を民間に丸投げして責任を放棄するものではない。 今後も、民間との協働連携による県政改革を推進していきたい。</p>
<p>3. 社会保障の充実</p>	
<p>(1) 介護保険制度</p>	
<p>① 介護保険料・利用料</p>	
<p>○今年4月から実施されている、第6期介護保険料基準額(第1号)は、鳥取県平均6144円/月と、前回基準額の13.4%増、全国平均の5514円を上回り、6000円超の全国7府県の一つとなる、大幅引き上げである。国は、「消費税10%増税見送り」を理由に、軽減財源1300億円を221億円に縮小している。国に保険料軽減の財源確保を求めると同時に、鳥取県独自の保険料軽減策を講じること。</p>	<p>国の取組として低所得高齢者に対する公費負担による介護保険料率の引下げ措置が一部実施(平成29年4月完全実施)され、国、市町村とともに、県も一般財源により負担しているところであり、鳥取県独自の保険料軽減策は考えていない。 介護を要する高齢者が増加し、今後介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、一定の所得のある方から、ある程度の利用料を負担いただくことはやむを得ないと考えており、県独自の軽減策及び高額介護サービス費の負担上限額を元に戻すことを国に求めることは考えていない。 なお、実際には高額介護サービス費制度により、所得に応じて、一定額を超える場合は費用の還付があるなど、無条件に2割負担となるものではない。</p>
<p>○今年8月から、介護保険利用料は、一定所得以上(年金収入280万円、合計所得160万円。全国では在宅サービス利用者の15%、施設利用者の5%)の高齢者は2割負担となっているが、県独自の軽減策を講じること。</p>	

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>○高額介護サービス費の負担上限額が、課税世帯で月3万7200円が、現役並み所得者がいる世帯は月4万4400円に引き上げられた。元に戻すよう国に求め、県独自の支援策を講じること。</p>	<p>在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自分でご負担いただくよう、基準の見直しがされたもので、高齢化が進む中で介護保険制度を維持するために必要な見直しと考えており県独自の支援策は考えていない。</p>
<p>○今年の8月から、介護の施設利用者で1000万円の資産がある人、本人非課税でも配偶者が課税者である人は、食費・居住費の補足給付が打ち切られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の施設利用者でも、7割から9割近くが補足給付を受けており、支援打ち切りをやめるよう国に求めること。また県独自の支援策を講じること。 ・預金通帳のコピー提出が義務付けられているが、国会審議を通じて、「強要はできない」となったが、強要している事例が出ている。改善指導をすること。 	<p>また、補足給付申請書類への預金通帳の写しの添付については、預貯金等の資産が基準額未満であることの確認のためのものであり、公平性を担保するために必要なものだと考えている。</p> <p>多床室の居住費の値上げについては、近年の光熱水費の上昇を勘案し、在宅の方等との公平性を高めるため、相応の負担をいただくものである。</p> <p>また、8月からの新たな室料については、在宅の方や個室に入所されている方は「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋（多床室）の場合についても、部屋代の全体を、入所者の方等に負担いただくこととされたものである。</p> <p>いずれも高齢化が進む中で介護保険制度を維持するために必要な見直しと考えているので、国への要望や独自の支援については考えていない。</p>
<p>○今年4月から、介護施設の多床室は、一日320円の光熱費が370円に値上げされ、8月から新たに室料一日470円が徴収され、2倍以上の負担増となっている。負担増をやめるよう国に求め、県独自の支援策を講じること。</p>	
<p>② 介護保険はずしと市町村総合事業</p>	
<p>○介護保険制度改定で、基本的に、要支援1・2は、介護保険のデイサービスとホームヘルプサービスの対象からはずされ、市町村総合事業の利用となった。（27年度～29年度で移行）しかし、市町村総合事業は受け皿がなくて準備も遅れ、ボランティアによる支援も受け皿として認めているため専門サービスが受けられる保証もない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の専門サービスを必要としている要支援者は今までどおり支援が受けられるよう、市町村に指導・助言すること。 ・市町村総合事業に、安易にボランティア事業をもちこまないよう指導・助言すること。 ・市町村総合事業の報酬単価は、国の基準を上限に市町村が決めるが、国の介護報酬削減によって国基準そのものが下げられ運営が圧迫される危険性がある。少なくとも 	<p>新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に多様なサービスを提供する仕組みであり、市町村は、国のガイドラインに基づいて、専門的なサービスが必要と認められる人には、専門的なサービスを提供することとなっている。また、既存の介護事業所に加えて、住民ボランティアやNPO、民間企業など地域の多様な主体を活用することにより、高齢者の多様なニーズにこたえていくものである。</p> <p>県としては、必要な人に必要なサービスが適切に提供できるよう、担当者研修等を通じ市町村を支援していく。</p> <p>各市町村における総合事業の報酬単価は、予防給付の単価を上限としてサービス単価を定めるものであり、国に基準単価と支援額の引上げを求める考えはない。また、県独自に上乘せ支援を行うことも考えていない。</p> <p>なお、要介護認定等については、希望者の申請を妨げるものではない。</p> <p>今後、後期高齢者が増えていくことを踏まえ、重度の方が特別養護老人ホームへ速やかに入所できるように、入所者を原則として要介護3以上とする見直しがされましたが、要介護1、2の方に関しても、認知症や家族による虐待など、在宅生活が困難な自由がある場合は、特例入所として、今後も特養入所が可能となっている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>も現行の報酬額より下がらないよう、国の基準単価と支援額の引き上げを求め、県独自に上乘せ支援をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定を受けさせず、チェックリストで振り分けるのではなく、希望者は全員、要介護認定・申請ができるようにすること。 ・今年4月から、特別養護老人ホーム入所は介護度3以上に限定されているが、希望者が入れるようにすること。待機者が2975人もあるため、特養を増設すること。 	<p>特養の施設整備等については、各保険者（市町村等）の介護保険事業計画に基づき県は介護保険事業支援計画を定めているところであるが、現時点では特別養護老人ホーム等の施設整備は予定していない。</p>
<p>③ 介護事業所・介護報酬・介護職員</p> <p>昨年度から介護報酬削減が、基本報酬で平均4.48%削減され、介護職員処遇改善引き上げ分1.65%や重度・認知症対応加算0.56%があっても、全体で過去最大の-2.27%の大幅削減となった。中では、小規模デイは最大-9.1%、特養最大-6.3%。特に、軽度・要支援者を対象とした通所系サービスは、介護予防通所リハビリ要支援1が-25.5%、介護予防通所介護-20%以上と、大幅削減となっている。そして県内では、昨年度1年間で、事業所の増もあるが、一方、居宅介護支援事業者12減、居宅サービス事業者33減、介護予防サービス事業者30減、となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き下げられた介護報酬を元に戻すよう国に求めること。 ・2095年の鳥取県の介護職員の不足推計は907人となっている。介護職員の処遇改善を国に求め、県独自の処遇改善制度を創設し、介護職員を増員すること。 	<p>この度の改定は、高齢化が進む中で介護保険制度を維持するために必要な見直しであり、国への要望等は考えていない。</p> <p>また、今回の報酬改定では、介護職員の処遇改善として、職員1人当たり月額1万2千円相当の上積みとなる加算が新設され、処遇改善が図られたところで、今回の介護報酬改定の検証調査は、今後、国の社会保障審議会介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会において介護職員の処遇改善状況の調査が行われるので、その検証結果を注視していきたいと考えている。</p>
<p>(2) 生活保護</p> <p>○今年7月から生活保護住宅扶助費削減（猶予期間1年間）が実施され、アパートから出て行くよう市町村が指導している。削減の中止を国に求め、追い出し強要はしないよう指導すること。また、高齢者や子育て世代の場合は、住宅扶助費がほぼ据え置かれる特例措置があるが、住民に周知徹底されていないため、市町村に周知するよう指導すること。</p>	<p>今回の住宅扶助の見直しは、地域の家賃水準やより適切な住環境を確保するという視点を踏まえてなされたものと認識しており、住宅扶助の削減の中止を国に求めることは考えていない。</p> <p>生活保護は、最低生活を保障する制度であり、その趣旨にかんがみ、今回の引き下げによって家賃が基準額を上回った場合に、その世帯の意思や生活状況等を十分に確認した上で、住宅扶助の限度内の家賃である住宅に転居を指導することは適切な措置と考える。</p> <p>旧基準適用の経過措置等について、制度の周知を行うかどうかについての判断は市町村福祉事務所が自らの責任に於いて検討されるべきである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○2013年8月から段階的に実施されている生活扶助費の削減、2015年度からの冬季加算削減の中止を求めること。県として冬季加算を上乗せ・増額すること。</p>	<p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。また、県として冬季加算を上乗せ・増額することも考えていない。</p>
(3) 年金	
<p>○2013年～2015年の段階的な2.5%の年金削減、2015年4月からのマクロ経済スライドによる0.9%/年・30年間の引き下げの中止を求めること。</p>	<p>年金の制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものと考えており、国に要望することは考えていない。裁判に関しては、原告と被告である国との問題であり、県が関与すべきものではないと考える。</p>
<p>○鳥取県の年金者が年金引き下げ撤回を求める裁判を起こしている。ところが、厚労省は、当初認めていた鳥取地裁でなく、高裁のある広島地裁での裁判を求めているが、高齢の年金者の裁判を受ける権利を奪うものである。国に対して、鳥取地裁で裁判が受けられるよう求めること。</p>	
(4) 精神障がい者対策	
<p>①精神障がい者のJR運賃の支援を要請すること。</p>	<p>障がい者を対象とした運賃割引制度は各民間事業者の判断で自主的に実施されているものであり、県において制度の見直しを要望することは考えていない。</p>
<p>②精神障がい者にとって医療は切っても切れない。しかし、医療費助成が、市町村でまちまちであって、支援も薄く、また米子市、境港市、日吉津村では独自支援は行っていない。県の特別医療の対象を広げること。せめて2級まで広げること。</p>	<p>障がい者に係る特別医療費助成制度については、重度障がいの方の健康の保持及び生活の安定を支援するために制度化しているものであることから、対象者の拡大は考えていない。</p>
(5) 医療	
<p>①「地域医療構想」「医療計画」「医療費適正化計画」は、地域の必要な医療が削減されないよう対応すること。国が提案している病床削減計画は撤回を求めること。</p>	<p>本県では、地域医療計画の一部である地域医療構想について、地域医療構想調整会議（東中西部）を設置し、7月から各圏域で医師会、各病院、市町村、その他の保険関係者等による検討をスタートしたところである。 今後、調整会議において、各圏域の意見を集約して、本県にふさわしい医療提供体制を検討する。 【9月補正】鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（医療分）532,541千円</p>
<p>②国が計画している、入院給食費の引き上げ、紹介状なしの大病院受診者に対する定額負担（最大1万円の導入）、保険外併用医療を広げる「患者申し出療養」制度導入の中止を求めること。</p>	<p>このたび法律が成立した医療保険制度改革において、入院時食事療養費の見直し、紹介状なしでの大病院受診時の定額負担や「患者申し出療養制度」等が導入された。 入院時食事療養費の見直しについては、入院と在宅医療の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めるものであり、県としても応分の負担は適当と考えているところである。 紹介状なしの大病院受診時の定額負担については、病院・診療所の外来機能分化を進め、地域の医療資源の効率的活用を図るために導入されるものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>また、「患者申し出療養」制度については、現在の保険外併用療養費制度の中で実施されている「先進医療」を拡大し、様々な先進的医療を迅速に受けられるような体制を構築するために導入されるものである。</p> <p>これらの制度については、平成28年度から実施されるものであり、県としては、制度の実施による県民への影響等を注視しながら対応したい。</p>
<p>③後期高齢者医療保険料の特例軽減措置が段階的に廃止されようとしている。しかし、軽減の対象者は後期高齢者医療加入者約9万人の中で約6万人、額にして5億円の負担増となり、高齢者の命とくらしを圧迫するものであり、特例措置の段階的廃止の中止を求めること。</p>	<p>後期高齢者医療保険料については、制度の施行時から激変緩和の措置として、保険料軽減の特例措置を継続しているところであるが、このたびの医療保険制度改革の中で、保険料軽減の特例措置を平成29年度から段階的に縮小していくこととされている。</p> <p>これは、負担の公平性を図る観点から国保の軽減措置との整合性を踏まえるとともに、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう行われたものである。</p> <p>なお、特例措置は段階的廃止となるが、政令本則に基づく所得に応じた保険料の軽減措置は行われるとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされているところである。</p> <p>県としては、このたびの医療保険制度改革のもと、将来にわたり後期高齢者医療が持続可能な制度となることが必要だと考えており、国に中止を求めることは考えていない。</p>
<p>④県国保連合会が、回復期病棟での呼吸器リハビリの診療報酬を認めないという対応をしているが、撤回を求めること。</p>	<p>県国保連合会に確認したところ、国民健康保険診療報酬審査委員会において厚生労働省が示した疑義解釈等に沿ってリハビリテーション料の算定の適否を審査しており、回復期病棟・その他の病棟に関わりなく医学的判断により必要なリハビリテーション料については認めているとのことであった。</p>
<p>⑤C型肝炎患者の救済措置について</p> <p>C型肝炎はB型肝炎と同様の輸血時等のウイルス感染の薬害であるのに、B型患者の和解がすすんだ一方で、ほとんど進んでいない。B型に比べ発症までの期間が長期にわたるため、カルテの保存や医師の証言を得るのが困難なことが大きな理由である。患者さんの多くは、身体的苦痛とともに、高額な治療に自己負担も大きく困難を極めているのが実態である。国に認定基準の抜本的緩和を求めるとともに、県独自の対策をたてること。</p>	<p>C型肝炎訴訟においては、血液製剤等の投与を受け、これによってC型肝炎ウイルスに感染したこと等の事実を確認する裁判上の和解をされた場合に給付金が支払われることとなっている。これは、原告と国との基本合意に基づくものであり、国が国の責任において、その緩和も含め認定基準を決定されるものである。あらためて国に緩和を求めることは考えていない。</p> <p>また、C型肝炎ウイルスの除去を目的とした治療（インターフェロンフリーなど）については、国の制度で基本的に公費負担となっており、これ以上の対応は考えていない。（患者の所得に応じた自己負担額の限度額（月額1万又は2万）が設けられている）。</p>
<p>4. 農林水産業・地域産業</p>	
<p>①TPP交渉のハワイで行われた閣僚会合は決裂し、日本が米の輸入を提案しているなど、国会決議違反の実態も明らかとなっている。TPP交渉からの即時撤退を求めること。</p>	<p>TPP協定における関税交渉について、政府から情報公開が一切なされておらず、「重要5品目を守る」とした国会決議が遵守されている状況か否か、承知していない。なお、県としては国の交渉状況を注視し、引き続き国会決議遵守を強く求めていく。</p>
<p>②林業</p> <p>国の27年度の森林整備に関する予算が半減した。県</p>	<p>御指摘の趣旨については、7月に国に対して要望活動を行った。</p> <p>なお、造林公共予算については、前年度と比べ半減したものの、今年度においては6月補正におい</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>は27年度は、緑の産業再生プロジェクトの基金の繰越金を使って実施するよう助言しているが、加算もなく補助率が低く間伐等の事業が従来どおりできない。また新規就業者の確保・育成を推進するため平成15年度から「緑の雇用」の国事業により、これまでの作業班を育成してきたが、補助金がそのまま削られることになれば、森林労働者力の確保どころか人員整理も必要になってくるのとの声が出ている。したがって以下、国に求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林公共（森林整備事業）予算の確保及び路網整備に対する支援制度の充実。間伐等による持続的な森林整備のための十分な予算確保と適切な配分。林道整備事業の実施に支障をきたさないための支援制度の充実。地域にあった路網整備支援。 ・間伐等の森林吸収源対策に必要な安定的財源の確保。森林吸収源対策に必要な予算確保のため、「地球温暖化対策のための税」の用途への吸収源対策の追加等、造林・間伐推進に必要な財源の確保。 ・「地域再生」に向けた総合的な対策の実施。林業を念頭においた地方の雇用創出、災害に強い多様な森林づくりのための助成措置の拡充。 	<p>て緑の産業再生プロジェクト事業を活用した間伐の単県補助制度により、前年度並みの予算を確保している。</p>
<p>③雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非正規雇用を増やす労働者派遣法の改悪案に反対すること。 ○青年が県内で安心して就業し、働き続けられるよう、次のことに取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・就業していない若者から、「ハローワークのバイトの求人」は、未経験者の募集が少なく、敷居が高い」との声が出ている。「中間的就労」によって、職場経験をつみながら就業にむすびつくような制度を創設すること。 ・就労して独立したいが、奨学金返済もあり、安心して働ける職場環境の保障がなければ、就業しにくいとの声が出ている。若者がよりよい職場環境を選択できるよう、法令違反等を繰り返す「ブラック企業」の実態と名前の 	<p>労働者派遣法改正法案については、現在参議院において審議が行われているところであるが、非正規雇用の拡大につながらないよう、国の今後の対応を注視していく。</p> <p>ハローワークが紹介する個々のアルバイトの内容等は承知してないが、県内3地区に設置した「若者仕事ぷらざ」において就労の悩みを気軽に相談いただけるよう働きかける。また今年度から、社会人として必要な基礎知識を学ぶとともに企業の現場で職業を理解する職場体験実習を行い、就職後のフォローアップまで一貫した支援を行う「若年者就職・定着一貫支援事業」に取り組んでおり、求職者が経験を積みながら希望する職場へ就職し、職場定着できるよう支援を行っていく。</p> <p>いわゆる「ブラック企業」については、厚生労働省が本年5月から是正勧告の段階で社名を公表する新しい取り組みを始めたところであり、その状況を注視していきたい。</p> <p>補助金返還については、鳥取県補助金等交付規則の規定により、補助金対象事業に関する法令に違反した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができることとなっている。労働法令違反への対応についても、この規定に基づき各補助金ごとに個別に判断することとしている。</p> <p>中高年者の求職者への対応については、県内3地区に「ミドル・シニア仕事ぷらざ」を開設し、</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>公表を求めること。また法令違反を繰り返す「ブラック企業」の補助金返還のルールを確立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に中途採用では即戦力が求められるが、実際には難しい。30代～40代が、やり直しができるよう、職場では新卒と同様の対応をするよう、またできるような企業に求めること。 ・鳥取市では、保育士の任期付時間職員制度（週31時間上限・3年間）が導入されているが、保育士不足に拍車をかけ、子どもの保育時間の実態とも合わなくなっている。実態を調査し、市町村の保育士を正規化するための県独自の支援制度を創設すること。 	<p>一人ひとりにきめ細かな就業支援相談・職業紹介を行っているところである。同ぶらぎでは企業を訪問し個々の中高年求職者に応じた個別求人開拓を行って企業とのマッチングを行っており、併せて企業に対して中途採用者に十分なスキルアップの機会を提供していただくよう要請も行っている。</p> <p>県としても、中途採用者に十分なスキルアップの機会を提供できるよう、職業訓練における在職者訓練の充実を図っていく。</p> <p>公立保育所における保育士等の任用形態や勤務形態等については、各市町村が地域の状況及び他職種との整合性等を踏まえて総合的に判断されるものであることから、現時点で、県として公立保育所に限定した保育士等の任用形態等の調査や支援は考えていない。</p>
<p>5. 島根原発点検偽装問題</p>	
<p>中国電力島根原発で「低レベル放射線廃棄物モルタル充填に用いる添加水量計」「モルタル流量計」の不点検、および書類の偽装が発覚したが、同社の監査ではなく日本原燃が書類の原本請求したことで不正が明らかとなったものである。同社は過去にも511ヶ所の点検漏れや、データの改ざんが行われており、原子力安全文化の向上の取り組み中というが、同様な事態を繰り返し、住民の信頼を失うような行為は絶対に許されないことである。中国電力に危険な原発を運転する資格はない。2号機再稼働、3号機の新規稼働に反対すること。</p>	<p>島根原子力発電所における校正記録の不適切な取扱い案件は、平成22年の点検不備問題以来、中国電力としてこうしたことが起こらないように取組を進められている中で起きたことであり、県では重大な問題であると考え、安全協定に基づく「現地確認（※1）」で調査、確認等を行うとともに、徹底した原因究明と再発防止、取組状況の報告等を行うよう「文書申入れ（※2）」を行った。引き続き、中国電力に調査状況等について適宜報告を求め、調査、確認等を行っていく。</p> <p>国においても、8月5日の原子力規制委員会で保安規定違反（監視）と判定され、今後保安検査等で中国電力による改善措置の実施状況が確認されることとなり、その状況を確認していく。</p> <p>原子力発電所の運用には、安全と信頼が不可欠であるが、今回の事案はその信頼関係の土台を揺るがすものであり、中国電力に適切に対応するよう強く求めていく。</p> <p>国に対しては、現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われているところであり、国要望（※3）等において、安全が第一であり厳格に審査すること等を強く求めている。</p> <p>※1 現地確認（米子・境港両市と合同実施）：第1回6月30日、第2回8月6日</p> <p>※2 中国電力への文書申入れ事項（平成27年7月7日付け）</p> <p>①第3者による全容解明と徹底した原因究明を行い、関連会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることはないか改めて確認すること。</p> <p>②中国電力の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るための活動を積極的に行っていくこと。</p> <p>③原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。</p> <p>※3 平成27年年6月4日、3月19日、2月10日、1月9日、平成26年11月20日、7月28日、7月9日ほか 国要望</p>

要望項目	左 に 対 する 対 応 方 針 等
<p>6. 産業廃棄物最終処分場建設計画の中止</p> <p>淀江に計画中の産廃処分場について、現在事業主体となった環境管理事業センターでの点検作業が実施されている。センターから地元自治会に提出された文書によると、これまでの計画は、「地盤条件等について良好な状態を前提に設定されているが、その前提となる上部擁壁の基礎地盤は埋め立て廃棄物であり、十分な配慮が必要であること」が、記述してある。住民の監視指摘がなければこういったリスクも明らかにされないまま進行していたことになる。これまで県がセンターを通じて支払った費用負担を含めて、その責任を明確にしないまま、あくまでも強行する姿勢は許されない。いったん計画を白紙に戻すべきである。</p>	<p>鳥取県環境管理事業センターは、自らが最終処分場の設置運営主体となったことに加え、公的セクターとして、より安全で安心な施設整備を行うため、民間事業者が作成した事業計画案（以下「現計画」という。）を別の専門コンサルタントに委託して客観的な視点で検証を行っているところである。</p> <p>「地元自治会に提出された文書」の元になった、その一次報告は、より環境に配慮し安全で安心な事業計画とする観点で配慮すべき事項がまとめられたものであり、現計画を否定するものではない。</p> <p>県としては、鳥取県環境管理事業センターが公的セクターとして、より安全で安心な施設整備を行う観点から、検証結果（一次報告）も踏まえて、計画のとりまとめが適切に行われるべきものと考えており、必要な経費の支援を9月補正で検討している。</p> <p>【9月補正】 環境管理事業センター支援事業 39,000千円</p>
<p>7. マイナンバー制度の廃止</p> <p>マイナンバー制度の本質は、社会保障費削減と資産調査による徴収強化である。今後、マイナンバーを取り扱う事業所に従業員や家族の番号を集約・管理する厳格なシステム作りが求められ、漏洩した場合の罰則の強化（4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金など）するなど中小業者の大きな負担となる。日本年金機構の125万件の年金個人情報流出事件の原因も不明なままで、来年1月からの制度実施に国民の不安が広がっている。制度の廃止を求めること。少なくとも年金個人情報の原因究明と再発防止策ができるまでは延期を求めること。</p>	<p>日本年金機構の情報漏洩の原因究明及び再発防止策の検討については、厚生労働省の第三者委員会である「日本年金機構不正アクセス事案検証委員会」において検証作業が進められ、8月21日には検証報告書が公表されたところである。</p> <p>また、総務省においては、日本年金機構における個人情報流出事案を契機に、自治体における情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討しているところである。</p> <p>マイナンバー制度が国民の信頼を得られる制度として導入できるよう、制度の安全性や信頼性の丁寧な周知や広報、十分なセキュリティ対策を検討しているところであり、現時点においては、制度の導入の中止や延期を求めることは考えていない。</p> <p>なお、6月11日に全国知事会から、7月13日には本県独自に、セキュリティ対策が確実に講じられるよう国に対して要望を行ったところである。</p>
<p>8. 地域要求・その他</p> <p>①河原町福和田集落入り口の通学路に、信号機・横断歩道を設置すること。</p> <p>②八頭高校のサッカー場から砂埃が出ており、糖ヶ丘の団地から対策の要望が出ている。対策をとること。</p>	<p>信号機及び横断歩道の設置要望箇所については、引き続き現地の交通状況等を見ながら必要性を検討する。</p> <p>学校において、定期的に塩化カルシウムをまいて土を固めたり、散水をこまめに実施しているところであるが、引き続き、飛散防止対策について検討したい。</p>